

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和5年9月21日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

神奈川県議会議員 谷 和雄

「産科等の医療提供体制の確保について」

神奈川県周産期の救急医療システムにおいては、私の地元である秦野市は、湘南のブロックになります。

一方、私の自宅から程近い県立足柄上病院（松田町）は西湘のブロックになり、県民が日常生活を営む生活圏は、行政が整理する区分とは異なっています。

この足柄上病院では、本年3月をもって、産科が廃止され、小田原市立病院に集約されました。

地域の医療資源に限りがある中で、県民が安心して医療を受けられるよう地域の医療機関が連携して、周産期、小児、救急、そして災害時の医療体制を確保することは、とても重要であることはご承知の通りでございます。

さて、秦野市では、平成27年の秦野赤十字病院の産科診療休診以降、県民が安心して妊娠・出産ができるよう、同院の分娩業務の再開と併せ、新たな産科施設の誘致に取り組んでいると聞いています。

こうした中、今年6月の補正予算で、県は、産科の医療機関等の誘致に対する支援策を講じたことと承知しています。

自宅に近い場所での出産できる環境の整備は重要で、私自身、市議会議員の時から、常々、その必要性を訴えてきました。また、出産後、安心して子育てができるようにするためには、小児科への支援も必要と考えており、この事業には、期待をしているところであります。

そこで知事に伺います。

安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、県内の医師の数に偏りがある中、当該事業により、身近な地域において、産科や小児科の医療提供体制をどのように確保していくのか、見解を伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和5年9月21日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

神奈川県議会議員 青木 マキ

フードバンク・フードドライブといった食支援活動について

神奈川ネットワーク運動 青木マキ

フードバンクやフードドライブといった食支援の活動は、コロナ禍で、生活困窮状態に陥る人の増加を受け、また子ども食堂など停止を余儀なくされた活動の代替として広がりました。県は、この間こうした活動をサポートする取り組みを行ってきたと承知しています。コロナウィルスの感染拡大が一定落ち着きをみせ、様々な活動が通常に戻りつつあります。しかし、食支援を必要とする人の数は、むしろ増加傾向にあると現場の声が寄せられています。引き続き、取組の充実が求められている状況です。

●そこで、食支援活動の意義と県の役割について伺います。

●これまで、県が取り組んできた事業には、市民活動を後押しするもの、新たな食支援活動の創出を促すものなどがあったことと承知しています。こうした事業とその成果について伺います。

●また、今後県が行っている食支援にかかる事業や、市民活動を後押しする事業にはどのようなものを予定しているか伺います。

現在、フードドライブ活動をしている現場からは、寄附食品の減少を危惧する声が聞かれます。神奈川県内のフードバンク対象のアンケート結果でも多くの団体から、食品の不足や、食支援を必要とする人の増加といった課題が寄せられています。フードロスの取組が広がった結果であれば良いのですが、実際には、食品価格の高騰などの影響が大きく、各団体が購入・補填するような事態もあると聞いています。

●これまで、県庁がフードロス対策に取り組み、寄附活動を広げるフードドライブを行い、率先して取り組み姿勢を示してきたことは評価をしています。この取り組みをさらに広げ、様々な公共施設でのフードドライブの実施を呼びかけることを提案します。知事の所見を伺います。

●さらに、県としては、広く県民に食支援の意義を伝え、企業・団体との連携など寄附を広げること、フードロス対策の視点からも企業と食支援団体とのマッチングなどの取り組みをより一層推進すべきと考えますが、知事のお考えを伺います。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」基本計画の策定について

神奈川ネットワーク運動 青木マキ

DVや性被害、生活困難などに苦しむ女性への支援を強化するための法律が、2024年4月から施行されます。現在、神奈川県では基本計画の策定に向けた準備がすすめられていることと承知しています。

この法律は、女性支援の目的を従来の売春防止法から、「男女の平等」、「福祉の増進」に転換し、国や自治体に支援を講じる責務が定められており、女性の人権と福祉を重んじる政策になることが期待されています。

コロナ感染拡大の影響により女性が抱える課題はこれまで以上に顕在化し、女性に寄り添った支援がますます必要とされています。都道府県には基本計画策定が義務付けられており、この法律が実効性あるものとなるよう当事者目線による計画策定が望まれます。

●そこで、まず神奈川県の基本計画策定の進め方について伺います。

たとえばDV被害者の女性は、配偶者や交際相手、家族からの身体的・精神的・経済的・社会的というようにさまざまな形の暴力を受けています。肉体的にも精神的にもダメージを受け、社会的にも孤立し、住居探しの難しさ、女性であるが故の低賃金、子どもの養育、債務整理、慰謝料の請求の難しさなど多くの課題があります。さらに障がいや病気を抱えている方も少なくないこともあり、困難を抱えた女性の自立は容易ではありません。この基本計画には、こうした女性の困難な状況、またその支援の現場の声をしっかりと捉えることが不可欠です。

●そこで、神奈川県の困難な問題を抱える女性の現状や課題についてどう捉えているか、見解を伺います。

法律には、民間団体との協働による支援や補助が盛り込まれています。すでに神奈川県内では、当事者に寄り添い、大きな役割を担う多様な民間支援団体が活動しており、自治体との連携もすすめられていると承知しています。

当事者の課題は複雑化・多様化しており、自立に向けた支援のニーズもより幅広いものになっています。本計画の策定にあたっては、こうした関係団体・民間支援団体への丁寧な聞き取りや調査を行い、困難な問題を抱える女性の現状や具体的な課題を把握することが不可欠です。

●今後、計画策定のために現場の声をどのように聞き取り、反映させていくのか、その方策を伺います。

困難な問題を抱える女性への支援は、多くは課題を重層的に抱えている状態にあることから、長期的な伴走型の支援になることが予想されます。解決策もひとつではなく、部局を超え、市町村との連携も不可欠です。この計画が実効性あるものとして、その先の支援実施につながることを求めます。